

日本的銀行経営の再検討

—スコットランド *How to mismanage a Bank* の分析を手がかりに—

邊 英 治

目 次

- | | |
|---|--------------------------------------|
| 1. はじめに | 3-3 Bank Stock |
| 2. スコットランド銀行業の特色概観 | 3-4 Bank Shareholders |
| 3. <i>How to mismanage a Bank</i> の分析 | 3-5 Secret Management |
| 3-1 The Balance Sheets of the Western Bank
of Scotland | 3-6 Depositors and Limited Liability |
| 3-2 How to Test the Solvency of a Bank | |
| 4. おわりに | |

1. はじめに

周知のように、わが国における近代的銀行業の起源は国立銀行制度の導入であり、その国立銀行制度のモデルとなったのはアメリカの国法銀行制度 (National Banking System) であった。そして、近代的銀行業の育成のため、イギリス人の若き銀行家シャンド¹⁾が明治政府に雇い入れられたことも有名な歴史的事実であろう。

しかしながら、なぜアメリカをモデルとする銀行制度を導入しておきながら、アメリカから銀行家を招聘しなかったのだろうか。この点は、いまだ謎のヴェールに包まれているといつてよい。教科書的には、アメリカの銀行制度を導入したのは、専ら国債の価格維持と不換紙幣の回収という財政的な事情が強く、銀行制度そのものについては先進国たるイギリスを模範としており、イギリス人のシャンドが選ばれたとイメージされているように思われる。

そもそも、イギリスは銀行業の先進地域であり、商業手形割引を主な銀行業務とするブルードンズ経営が展開していた、という一般的なイ

メージが日本金融史研究者の間でおおよそ定着している。こうした先進地域のイギリスに対し、日本は銀行業の後進地域であり、それを表す特色として「機関銀行」、資金源泉の資本金依存、真性手形割引主義が育たず (融通手形化)、大口貸出の横行、「株式担保金融」、資本金分割払込制度、銀行役員の兼任 (Interlocking Directorate)、ワンマン経営 (ガバナンス不全)、短期貸出の回転による長期貸出化 (「短期のころがし」)、高利による預金吸収、監査役監査の機能不全、蛸配当横行 (内部留保軽視)、貯蓄銀行業務の兼営、産業金融指向 (産業プロモーター) などが、先行研究²⁾で指摘される傾向に

2) 「機関銀行」、資金源泉の資本金依存、真性手形割引主義が育たず (融通手形化)、大口貸出の横行については加藤俊彦 (1957)、「株式担保金融」、資本金分割払込制度については伊牟田敏充 (1976)、「機関銀行」のうち銀行役員の兼任については Okazaki & Yokoyama (2001)、ガバナンス不全については小川功 (2009)、短期貸出の回転による長期貸出化 (「短期のころがし」) については寺西重郎 (1982)、高利による預金吸収については伊藤正直 (2001) や邊英治 (2004)、蛸配当横行 (内部留保軽視) については高橋亀吉 (1930) や石井寛治 (2010)、貯蓄銀行業務の兼営については進藤寛 (1980)、産業プロモーターについては佐藤政則 (2003) をさしあたり参照されたい。

1) Alexander Allan Shand (1844年2月11日～1930年4月12日)。

あった³⁾。特に、加藤俊彦による「日本の普通銀行は、手形割引を主務として、主として流通信用を担当する自由主義時代のイギリスの銀行とはいちじるしく異ったもの」⁴⁾という評価は、日本金融史研究者へ強い影響力を及ぼし続けてきたといってよい。果たして、従来日本固有のものと考えられてきた上記の特性は、本当にイギリスとは全く異なるのであろうか。また、イギリスの銀行ビジネスに関する従来の一般的なイメージは、実態面でどの程度現実味があるのだろうか。本稿では、これらの素朴な疑問点に迫ることに主眼をおいている。

ところで、シャンドはイギリス人といっても、イングランド人ではなくスコットランド人であり、スコティッシュ・バンカー (Scottish banker) として銀行家のキャリアを歩み始めた人物である⁵⁾。スコットランドの銀行システムはイングランドと異なるものであったことは、スコットランドの銀行史研究⁶⁾では広く知られている。例えば、ピール銀行条例 (1844年) において、中央銀行たるイングランド銀行に発券の独占権が与えられたが、スコットランドではその効力は限定的であり、各銀行による発券業務が継続されていた。すなわち、スコットランドの銀行システムは各々が発券業務を行う分散的発券システムという点では、アメリカ国法銀行システムと類似していたといえよう。また、本稿の分析で明らかとなるように、スコットランドの銀行は、グラスゴー (Glasgow) のよう

3) もっとも、両替商の業務などで先進的な側面を指摘する研究もある。石井寛治 (2007)、粕谷誠 (2009)。また、より抽象的なレベルだが、戦時期以前の日本経済システムを「基本的にアングロ・サクソン型」と規定する見解もある。岡崎哲二・奥野正寛編 (1993)。

4) 加藤俊彦 (1957) 144～146頁。

5) シャンドの学歴についてはいまだ確証はない。北政巳 (1984) によるとその出生地はアバディーン (Aberdeen) とされている。

6) スコットランドの銀行史については、Checkland (1975)、Munn (1981)、Saville (1996) をさしあたり参照されたい。

に急速に工業化が進んだ地域では、イングランドの銀行とは似ても似つかぬような積極的な貸出政策を展開していた⁷⁾。

しかしながら、シャンドが著した『銀行大意』(On Banking) では、貸出の際には担保をとるか期限を短くすること、国債の「利益」は貸付金にも「勝ル」ので国債投資を積極的に行うこと、というようにあくまで慎重なエジンバラ流の銀行経営方式が説かれている⁸⁾。なぜ、シャンドは急速な経済発展の見込まれる日本において、グラスゴー流の銀行経営方式を勧めなかったのであろうか。ちなみに、シャンドは日本からイギリスへ帰国した後、専らロンドンで銀行家として活躍した⁹⁾。引退後もスコットランドには戻らずイングランド南部で晩年を過ごした¹⁰⁾。なぜシャンドはイングランド銀行家へ転向したのだろうか。

シャンドが転向した背景を探ることは、本稿冒頭で提示した素朴な疑問の解明に迫ることに他ならない。仮説の域を出ないが、シャンドは何らかのイベントを契機にグラスゴー流の銀行業の実態に失望し、イングランドの銀行業を模

7) 後でやや詳しくみるが、エジンバラ (Edinburgh) では国債投資を重視する保守的な銀行経営が続いていた。

8) 「貸付金ヲナスニハ兼テ融通トモナルヘキ抵當ヲ取ルカ或ハ其約定期限ヲ短クシテ常ニ差支ノ無キヤウニスヘシ」, 「貸付ノ外ニ猶ホ其資本ヲ使用ウヘキ一ノ方法アリ即チ公債証書ナリ此ノ公債証書ノ利息タルヤ大抵價ヒノ低キモノニシテ他ノ貸付金ナトニハ遠ク及ハサルヘシ然レトモ其利益ハ却テ貸付金ニ勝ルモノアリ即チ正金ニ引換フルノ甚タ易キヲ以テナリ英吉利、仏蘭西、亜米利加等ノ國々ニ於テハ銀行ノ通慣シトシテ其手元ニ多クノ公債証書ヲ貯蔵ヘリ」, Shand (1877) 186～187頁。

9) イギリスに帰国後、1878年にシャンドはロンドンのアライアンス銀行 (Alliance Bank) に入った。同行は1892年パース銀行 (Parr's Bank) と合併した。1918年、同行がウェストミンスター銀行 (Westminster Bank) に合併された際、シャンドは銀行重役の座を退いた。土屋喬雄 (1966) 120～122頁。

10) 西川孝治郎 (1971) 158頁。

範とするようになり、その経営方式を日本の銀行業に指導するようになったものの、産業発展の著しい段階にあった明治期日本ではそれは定着せず、期せずしてグラスゴーの銀行業に似た経営方式がひとまずみられるようになったと考えられるからである。

本稿では、イギリス・スコットランドの銀行ビジネスの実態を解明する手がかりとして、*How to mismanage a Bank: A Review of the Western Bank of Scotland*を取り上げる¹¹⁾。同書は、1857年に経営破綻したスコットランド西部銀行の破綻原因を分析した調査資料である。同行はスコットランド第二の大銀行であったが、さまざまな要因によって破綻に至った。同書は1859年に出版され、銀行界関係者に配布された。同書で取り上げられたスコットランド西部銀行の破綻(The failure of Western Bank of Scotland)は、駆け出しの銀行家だった若きシャンドに大きな影響を及ぼしたと考えられる。本稿では、先行研究も参照しつつ、同書を全面的かつ詳細に分析することを通じて、シャンドが転向した背景を探ると同時に、本稿冒頭に提示した素朴な疑問の解明に迫ることとした。

2. スコットランド銀行業の特色概観

(1)銀行サービスの起源とスコットランド銀行業 一般的に、イングランド＝先進地域、スコットランド＝後進地域と考えられているかもしれないが、厳密にはそのような図式は成立しない。スコットランドは、今日のいくつかの典型的な銀行業務に関する発祥の地となっているからで

ある。

グラスゴー大学の Charles W. Munn によると、その代表例は、預金の受入と預金への付利(deposit taking with interest)の開始である。預金利子を支払うことで貸出のための資金蓄積を図るいわゆる預金銀行(deposit-taking bank)は、スコットランドのグラスゴーで最初に一般的(common)となったという。それは、イングランドよりもはるか前(long before)のことであったとされる。その背景として、スコットランドはイングランドよりも貧しい地域であり、産業革命の遂行にあたって不足する資金を最大限に利用する必要がある、預金銀行は地域の貯蓄を資金需要者へ動員する役割を果たすこととなったと考えられている¹²⁾。

当座勘定(cash account)という当座貸越の前身(the forerunner of the modern overdraft)もスコットランド銀行業の中から誕生した。1720年代後半にスコットランド・ロイヤル銀行(RBS)で始まったその慣行は、たちまち標準的な銀行業務(standard banking practice)となったのである。口座を開設するにあたって、スコットランドでは2名のサインのある証書があれば、追加の担保は必要とされなかった。その理由について、当時は無限責任(no limited liability)であり、個人資産(personal fortunes)の範囲で負債額が設定されていたためとされる¹³⁾。口座を開設すれば、手数料なしで、資金を必要な時に必要な額だけ、引き出すことができた。銀行側は、この種の口座は銀行券を流通させる(getting their notes into circulation)ために有益な手段であり、資金の高回転化(high turnover)に期待していた¹⁴⁾。

手形割引(bill of exchange)については、やはりスコットランドよりもイングランドで普

11) 同書は、グラスゴー大学図書館・特別資料部門(University of Glasgow's Special Collections Department)に所蔵されている。Special Collectionsの利用及び史料の閲覧にあたっては、同大学のDepartment of Economic and Social History, Head of DepartmentのDuncan M. Ross氏および同ProfessorのCatherine R. Schenk氏にたいへんお世話になった。ここに記して謝意を表したい。仲介の労をとってくださった矢後和彦氏にも感謝したい。

12) Munn (1988) p.23.

13) それに対して、イングランドの銀行はしっかりした担保(tangible security)をとる傾向にあったとされる。

14) Munn (1988) pp.23～24.

及していた銀行業務であった。むしろ、手形に関わってスコットランドで問題となったのは、商取引の裏付けのない手形 (not represent a real commercial transaction) = 融通手形 (accommodation bills) である。この種の手形を割り引いてはいけないことは、よく言われることではあるが、後述のように銀行知識の乏しい当時のスコットランド銀行家にとって、融通手形と優良商業手形 (good trade bill) を区別するのは困難であったようである¹⁵⁾。本稿で取り上げるスコットランド西部銀行はまさにその典型例であった。

(2)分散的発券システム概観

スコットランド銀行業の特色として、一般にも比較的よく知られているのは分散的な発券システムだろう。今日のスコットランドにおいても、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド (Royal Bank of Scotland—以下、RBS)、スコットランド銀行 (Bank of Scotland)、クライズデイル銀行 (Clydesdale Bank) の3行がそれぞれ発券業務 (issue of bank notes) を行っており、法定通貨 (legal tender) ではないものの、スコットランドではイングランド銀行券と同様に通用している¹⁶⁾。

そもそも、ピール銀行条例以前のイギリスでは、イングランド銀行 (Bank of England) に独占的な発券権が与えられていなかった。そして、スコットランドでは慣習法の権利として、すべての銀行で発券が行われていたとされる¹⁷⁾。銀行は貸出を行う際に発券し、当該銀行券が流通し続けている間は顧客から利子を受け取ることができた。スコットランドの諸銀行にとって、発券はきわめて重要な銀行業務だったのである。1826年、イギリス政府が過剰発券

(over-issuing) を防止するため、5 ㊦以下の少額発券を禁止しようとした際、スコットランドではウォルター・スコット卿 (Sir Walter Scott) を中心に反対運動が起こり、その規定はスコットランドでは緩和された程であった¹⁸⁾。

1845年法 (ピール銀行条例をスコットランドへ適用するもの) において、スコットランドでは新規の発券銀行設立が禁止されたものの、既存のスコットランド銀行業は正貨準備があればイングランド銀行の許可なく発券を増大させることが可能であった¹⁹⁾。「自由」な銀行券発券制度が事実上存続することとなったのである²⁰⁾。もっとも、銀行券の重要性は徐々に下がり、預金こそが重要となりつつあったが、預金準備率規制は導入されなかった²¹⁾。

このようなスコットランドの発券システムは、金準備による分散的な発券という点で、1872年の国立銀行条例で規定された日本の国立銀行制度ときわめて類似している。周知のように、日本の国立銀行制度のモデルは、その名が示すようにアメリカ国法銀行制度にあるとされる。国法銀行は国債を担保に銀行券を発券し、兌換に備えて正貨準備をおくというものであったとされる²²⁾から、そのイメージは誤りではない。しかし、日本の国立銀行制度の起源が、スコットランドの銀行業ともある程度親和性があるという点にも留意する必要があるように思われる。

そのような地域出身のスコティッシュ・バンカーのシャンドが、日本の分散的な発券 (国立銀行) システムを批判して、イングランド流の中央銀行設立を主張したのは、誠に興味深いといえよう²³⁾。

18) Munn (1988) pp.22 ~ 23.

19) Munn (1988) p.35.

20) 北政巳 (1979) 49 頁.

21) Checkland (1975) pp.454 ~ 458.

22) 西川純子・松井和夫 (1989) 28 ~ 31 頁.

23) 土屋喬雄 (1966) 94 ~ 97 頁. 1876年の国立銀行条例改正にあたって、シャンドはかねてから強く反対していた。西川孝治郎 (1971) 144 ~ 145 頁.

15) Munn (1988) pp.24 ~ 26.

16) 今日の分散的発券システムをフリー・バンキング (free banking) と位置づけるかについては議論があるが、本稿では立ち入らない。

17) 北政巳 (1985) 238 頁.

表1 スコットランドにおける銀行設立一覧（1810～1844年）

	銀行名	設立年	本店所在地
1	Commercial Bank of Scotland	1810	Edinburgh
2	National Bank of Scotland	1825	Edinburgh
3	Aberdeen Town and County Bank	1825	Aberdeen
4	Glasgow Union Banking Company	1830	Glasgow
5	Ayrshire Banking Company	1830	Ayr
6	Western Bank of Scotland	1832	Glasgow
7	Central Bank of Scotland	1834	Perth
8	North of Scotland Bank	1836	Aberdeen
9	Clydesdale Bank	1838	Glasgow
10	Edinburgh and Leith Bank	1838	Edinburgh
11	Southern Bank of Scotland	1838	Dunfries
12	Eastern Bank of Scotland	1838	Dundee
13	Caledonian Bank	1838	Inverness
14	Paisley Commercial Bank	1838	Paisley
15	City of Glasgow Bank	1839	Glasgow
16	Greenock Union Bank	1840	Greenock
17	Glasgow Joint-Stock Bank	1843	Glasgow
18	Bank of Glasgow	1843	Glasgow
19	Glasgow Banking Company	1843	Glasgow
20	Bank of Glasgow (second of that name)	1844	Glasgow
21	Edinburgh and Glasgow Bank	1844	Edinburgh

出典) Munn (1988) p.20.

注) 株式銀行 (Joint-Stock Bank) のみ。太字網掛は、グラスゴー及びその近郊地域に本店をおく銀行。

(3) グラスゴー銀行業の特殊性

スコットランド銀行業と一口でいっても、その内実はもちろん一枚岩ではない。もともとスコットランド銀行業は、RBS やスコットランド銀行を擁するエジンバラがその中心となっており、その経営方針は国債投資 (invest in Government stock) を主軸とする慎重なものであった。1825年恐慌の際、イングランドでは約60行もの銀行破綻がみられたのに対して、スコットランドではわずか3行の小銀行の破綻しかみられなかったことがそれを象徴している²⁴⁾。

産業革命の進展に伴って、グラスゴーでは資金需要が急拡大したものの²⁵⁾、銀行業はあいかわらずエジンバラの関連銀行や支店銀行に支配されていたため、グラスゴーではそのような

保守的な銀行経営への反発が強まることとなった。1830年代に入ると、グラスゴーでの銀行融通需要 (demand for Bank accommodation) に応えるべく、グラスゴーを中心に銀行設立ラッシュが起こる (表1)。

グラスゴーの銀行は、「悪名高い」(‘notorious’) とされたエジンバラの低金利の預金金利協定等の制約を無視 (broke these restrictive arrangements) して、高利による預金獲得競争を展開し、資金をかき集めていった。また、急増する産業資金需要に対応した低利でかつ大胆な貸出・手形割引を展開し、投機的な側面を孕

24) Checkland (1975) pp.406～407. 特に、*Scottish vs English banks in the crash of 1825* と題する戯画は印象的である。

25) 周知のように、18世紀にタバコと繊維産業で急成長を遂げたグラスゴーは、19世紀に入ると繊維産業に加え、鉄工業 (鉄鋼業ではない)、鉄道業、機械工業などが発展し、商業センター (commercial centre) から産業都市 (industrial city) へと成長を遂げた。北政巳 (1985) や Devine & Jackson (1995) 参照。

んでいたものの、銀行規模は急速な拡大を示した。こうして保守的な経営を続けるエジンバラ銀行業と積極的な経営により拡大していくグラスゴー銀行業との対立は深まることとなったのである。それは、1847年の金融危機に際して、グラスゴーの銀行がエジンバラではなく、直接ロンドンのイングランド銀行へ救済融資を求めに赴くほどであった²⁶⁾。

ところで、銀行設立が急増した一方で、当時は実質的に銀行業務に精通したスコットランド銀行家はほとんどいなかったとされる。また、わずかなスコットランド銀行家は新しいイングランドの銀行業者等に引き抜かれていった。結果的に、熟練したスタッフ不足の中、銀行経営に不慣れた取締役が銀行経営にあたるというのが、当時の状況であった²⁷⁾。

本稿で取り上げるスコットランド西部銀行は、上記で述べた状況をまさに象徴するような銀行であった。グラスゴーに本店をおく同行は、資本金150万£を擁し、101もの支店を展開、0.5%の特利を付すことで預金吸収を進めて預金額は500万£を超えていた。主な取引先とされる²⁸⁾ ベアード家 (Baird family) など有力な鉄工業者 (the Gartsherrie ironworks, James Dunlop of the Clyde ironworks など) が同行の大株主であり、1839年以降、取締役にはその関係者が着任するようになっていた²⁹⁾。

日本のいわゆる「機関銀行」にも似たその

積極的な経営方式は、もちろん増大する産業資金需要に対応するためのものであったが、不況期には銀行経営を苦境に陥れる可能性が高かった。同行は、主にロンドン割引市場と連結することで資金的な流動性を確保していたが、不況期にもうまく機能するかは甚だ怪しかった³⁰⁾。さらに、エジンバラ銀行業の伝統的な経営方式に違反し続ける同行は、スコットランド銀行の総支配人ブレア (Alexander Blair) を中心とするエジンバラ銀行家たちの非難を浴び、同行を「倒すための組織的な計画」のもとで、1857年11月に破綻を迎えるに至ったのである³¹⁾。

3. *How to mismanage a Bank* の分析

既述のように、スコットランド西部銀行 (Western Bank of Scotland) は、その積極経営とエジンバラ銀行家との対立が災いして、1857年に破綻するに至った。当時の同行は、RBS (資本金200万£) に次ぐ第2の規模=資本金150万£を誇り、101もの支店を展開する大銀行であった。同行本店はグラスゴーのミラー通り (Miller Street) に位置しており、「グラスゴウ市民の誇り」であったとされる。支配人は、スミス (D. Smith) →テイラー (J. Taylor)、主な投融资先は、鉄工業者、鉄道業、アメリカを含む繊維関係の諸会社・商会であったとされるが、遺憾ながらその具体的な内容には不明な部分が多く残されている³²⁾。

1859年、同行の破綻に関わって、*How to mismanage a Bank: A Review of the Western Bank of Scotland* と題する45頁ほどの小冊子が出版された。同書は、同行破綻の教訓 (something worthy of their consideration) を伝えるために、スコットランドの銀行業界の関係者に配布された (submitted to those interested in our banking system)。同書は本稿の分析の中で明らかにな

26) Campbell (1955) pp.133 ~ 139.

27) Munn (1988) pp.27 ~ 28.

28) なお、鈴木俊夫 (1980) においても、同行の主な顧客 (clients) は明らかではない。

29) Campbell (1955) p.139. グラスゴー近郊の北ラナークシャー (North Lanarkshire) のガートシェリー鉄工所は、16もの高炉を擁するスコットランド最大の銑鉄製造業者であった。ダンロップ家のクライド鉄工所は、グラスゴーで最初に高炉を保有したグラスゴーの鉄工パイオニア企業であった。1830 ~ 1860年代におけるスコットランドの銑鉄生産は、低価格を武器にイギリス輸出銑鉄の中核を担ったのである。北政巳 (1985) 175 ~ 194頁。Devine & Jackson (1995) pp.206 ~ 208.

30) 鈴木俊夫 (1980) 47頁。

31) 玉置紀夫 (1983) 2 ~ 4頁。

32) Campbell (1955) p.139. 鈴木俊夫 (1980) 34 ~ 69頁、北政巳 (1985) 252頁。

るように、日本の銀行経営の国際的特色を再検討する上で、きわめて興味深い内容を多く含んでいる。にもかかわらず、先行研究では、スコットランド西部銀行の破綻そのものに焦点が集中していたため、同書は断片的に利用されるにとどまってきた³³⁾。本稿では、同書を正面から全面的かつ詳細に分析することで、イギリス銀行経営の実態の一端に迫るとともに、「日本の銀行経営とは何か」という素朴な問いに接近することを目指したい。

ちなみにシャンドは当時16歳であり、土屋喬雄の推定³⁴⁾によれば、駆け出しのスコットランド銀行家であった。おそらくシャンドも同書に目を通したと考えて間違いのないだろう。本節では同書がシャンドに与えた衝撃についても念頭におきつつ、検討を進めていく。

3-1 The Balance Sheets of the Western Bank of Scotland

最初の項目（スコットランド西部銀行のバランスシート）の冒頭で、同行は破綻直前に9%もの株式配当を実施しており、その根拠となった数字と照らし合わせると、破綻時において300万ポンドもの損失を隠蔽していたことが指摘されている。続いて、1857年6月時点の同行の資産・負債状況を概観、同行破綻と密接に関わる負債項目＝資本金（Capital）、発券額（Notes issued）、預金（Deposits）、支店より借入（Balances due to Branches）、手形引受（Acceptances）、再割引手形（Bills rediscounted）および資産項目＝貸出勘定（Credit accounts）、割引手形（Bills discounted）、不渡手形（Protested Bills）、諸債務（Sundry Debtors）、国債等証券（Government and other securities）を中心に、分析も加えられている。その内容を順に詳しくみよう。

33) 同書を利用した先行研究として、Campbell (1955) や鈴木俊夫 (1980) があげられる。

34) 土屋喬雄 (1966) 121 頁。

(1) バランスシート

まず、同行のバランスシートをみよう（表2）。同行の総資産732万ポンドの最も多くを占めるのが、割引手形287万ポンド（総資産の39.2%）である。続いて、貸出勘定193万ポンド（26.4%）となっており、証券勘定は23万ポンド（3.2%）に過ぎない。一見すると、同行の経営は手形割引を中心とする伝統的な銀行業務を中心としていたようにみえる。しかし、後でみるように、その「割引手形」の実態は、「融通手形（Accommodation Bills）」であった。しかも、貸出勘定の内容にもかなりの問題を抱えていた。

負債項目に目を転じると、支店より借入が272万ポンド（総負債の37.1%）と最も大きく、続いて発券額163万ポンド（22.2%）、資本金150万ポンド（20.5%）となっている。預金額は74万ポンド（10.1%）と小さく記されているが、これは後でみるように、支店の預金400万ポンドが支店の資産と相殺されているためである。とはいえ、イギリスでは1844年のピール銀行条例以降、発券はイングランド銀行に集中されたというのが一般的な金融史のイメージだが、スコットランドでは必ずしもそれはあてはまらず、資金源泉としてなお発券業務が重要であったことが窺われる。なお、「支店より借入」勘定は多くの不良債権の隠蔽に利用されていた。本支店取引を悪用する形で、いわゆる「飛ばし」（粉飾決算）が行われていたのである。次の項目で詳しくみることにしたい。

(2) 負債勘定

同行の負債勘定でまず問題とされるのが、資本金である。同行の資本金は150万ポンドとされているが、その内18万ポンドは自己株式化されており、しかも問題なことにその自己株式は、別記されず、「国債等証券」勘定に算入されていた。

しかし、同行の負債勘定で最も問題があったのは、「支店より借入」勘定であった。例えば、ある支店に20万ポンドの預金と30万ポンドの不良債権がある場合、預金と不良債権が相殺されて本店では10万ポンドの資産として計上されていた。預

表2 スコットランド西部銀行のバランスシート (1857年6月時点)

Assets				Liabilities			
	£	/		£	/		
Credit Accounts	1,932,024	3	1	Capital	1,500,000	0	0
Bills Discounted	2,873,293	19	1	Notes issued	1,627,176	10	0
Bills with Country Agents	266,272	19	1	Deposits	741,119	12	5
Bills Lodged	152,803	6	0	Bills for Collection	309,157	18	3
Balance due by London Bankers	108,085	7	2	Balances due to London Bankers	—	—	—
do. by Sundry do.				49,129	4	3	
do. by Branches				2,715,024	9	5	
Bills Protested	108,840	16	11	Sinking Fund	226,777	3	3
Sundry Debtors	283,661	16	3	Guarantee Fund	20,106	13	10
Government and other Securites	232,542	7	6	Dividends	131,062	10	0
Miller Street Property	49,608	13	9	Unclaimed Dividends	2,418	2	0
Bank Note Paper	17,000	0	0				
Stamps	856	4	11				
Law Expenses	3,000	0	0				
Adjusting Account of interest	14,307	7	7				
Balancing of Cash	685,391	10	0				
Total	7,321,972	3	5	Total	7,321,972	3	5

出典) *How to mismanage a Bank*, 1859, p.4.

注) 当時は, 1 £ = 20 シリング, 1 シリング = 12 ペンスである.

金についても同様であり, 400万£もの支店の預金が計上されていなかったのである(資産・負債の不適切な相殺). 同行は本店の他に101もの支店を展開していたから, このような粉飾決算を行うのには好都合だったのである(引用1).

引用1 (p.6)

The misrepresentation these figures contain results from the principal on which the whole balance is framed, and which Mr Fleming, in his evidence before the Parliamentary Committee, thought of sufficient importance to notice to them. It is that the balance is simply that of "the Head-Office transactions," and all that has been done at the branches during the year, is concealed under the return of "Balances due to or by Branches." Much mischief may be concealed under such a return; for instance, a Branch may have £200,000 of deposits and £300,000 of bad debts — all that would appear would be an asset due by such a Branch to Head

Office, £100,000! — yet when the settlement came there would be at that Branch £200,000 of debts to pay, and £300,000 lost, instead of an asset of £100,000.

So with "the Deposits." The deposits at Branches are not included. Some £4,000,000 of liabilities unnoticed!

"The Notes issued" included evidently those held by the Bank and its Branches. This is not the real amount of liability to note-holders.

The Western had a hundred and one Branches. The effect of such a false principle on the general result must have been very great.

また, 同行はニューヨーク等の外国手形の引受義務を92万£も有していたが, それに対する担保は不十分であったと指摘されている. さらに, 再割引手形107万£についても, その20%程度が支払義務となる可能性が示唆されている.

(3)資産勘定

同行の資産勘定でまず問題とされるのは、貸出勘定である。同行の貸出勘定は193万£だが、これは本店分のみである。他に、支店による貸出が120万£あったのだが、先にみたように預金と相殺された上で、「支店より借入」勘定の中に算入されてしまっている。この190万£の貸出の内、60万£は「当座貸越(Over-drafts)」として無担保であり、残り130万£も担保不十分か自行株式が担保となっていた。なお、「無担保の当座貸越はしばしば深刻な損失を出す。それらは本質的にかなりのルール違反である。多くの銀行は規則によってそのような貸付を禁止している。」(Such unsecured over-drafts very frequently issue in heavy loss. They are quite illegitimate in their nature. Many banks, by their constitution expressly forbid such advances.)という指摘が同書でなされているのは、当座貸越=原則無担保という一般的な考え方と異なっており興味深い。

次に、問題ある資産として、割引手形287万£が取り上げられる。同行の割引手形から生じた損失は大変深刻 (very serious) であった。特に、経営破綻したマクドナルド (Macdonald & Co.)、モンティース (Monteith & Co.)、ウォリス (Wallace & Co.)、ゴッドfrey・パティソン (Godfrey Pattison & Co.) の4社への手形割引は合計146万£に達していた³⁵⁾。つまり、同行の「割引手形」のかなりの部分は、実際には「融通手形」であったのである(引用2)。それらは、「書替手形 (Renewed Bills)」として更新されているに過ぎなかった。

引用2 (p.9)

“BILLS DISCOUNTED” is the next asset,
 . . . £2,873,293
 ...

35) この4社への貸出の詳しい内容については、鈴木俊夫(1980)54頁、を参照されたい。

The loss which accrued to the Western from these discounts was very serious. Almost the whole of advances to the four bankrupt firms of Macdonald & Co., Monteith & Co., Wallace & Co., and Godfrey Pattison & Co., being in the form of discounts. The sums of their bills were respectively, £417,000; £469,000; £226,000; and £347,000: together, £1,459,000.

A considerable proportion of such bills were “Accommodation Bills.” *Accommodation Bills*, or bills for which no value has been received. Can any mode of accounting make these bills appear such as they are on a balance-sheet? We fear not; they ought never to be discounted, but if a bank does discount such bills, and either in ignorance or otherwise gives cash for them, they must be permitted to mix up with the other bills till some catastrophe brings them distinctly under notice.

さらに、不渡手形、諸債務には次のような粉飾が施されていた。同行の不渡手形は1847年までは7万£に過ぎなかったが、1848年に36万£へと増加した³⁶⁾。そのような巨額の不渡手形は大変見苦しい (very unseemly) と関係者の目についたのだろうか、翌1849年に「諸債務」という新たな勘定が登場し、35万£が付け替えられて見かけ上、不渡手形は4万£へと見事に (marvelously) 減少したのである。もちろん、破綻時点において、その半分以上は回収不能であった。

「国債等証券」にも大きな問題を抱えていた。スコットランド銀行業の基本原則 (a fundamental principle of Scottish Banking) では、預金・発券額の4分の1から3分の1程度の支払準備を国債 (Government Stock) で保有することになっている。しかし、同行は創業から破綻に至るまで、ほとんど国債を保有していた形跡が見あ

36) おそらく1847年恐慌の影響だろう。

たらず、破綻時点においても600万£の預金・発券額に対して、わずか28万£の「国債等証券」を保有していたに過ぎなかった。しかも、「国債等証券」勘定には、国債だけでなく他の証券も含まれていることにも留意する必要がある。同行は、プルーデンス及び銀行業の全てのルールに違反していた (violation of all the rules of both prudence and banking) のである³⁷⁾。

3-2 How to Test the Solvency of a Bank

本項目(銀行の支払余力の検査)では、スコットランド西部銀行の支払余力を検査するにあたって、どの項目に注目すべきか検討されている。当時の検査(監査)の着眼点を窺い知ることができるとい意味で興味深い項目である。検討に先立ち、プルーデンス原理(the principles of prudence)への違反(transgress)を監視する可能性が言及されており、計画的な詐欺・隠蔽を完全には防ぐことができないと断っている。

(1)大口貸出

第一に検査すべきと提案されているのは、手形割引・貸付・当座貸越等のうち大口のものである。経営の安全原理(most safe principle of business)は、大きなリスクを避けること(to shun large risks)であり、数百の小口貸出の失敗で破綻した銀行はおそらくないが、逆にどのような会社であっても大口貸出は望ましくない(undesirable)とされる。銀行破綻の歴史は大口貸出の危険性を声高に警告しており(most loudly warns)、一例として、資本金60

万£のノーサンバーランド&ダラム地方銀行(Northumberland and Durham District Bank)がダーウェント鉄工会社(Derwent Iron Company)へ75万£もの大口貸出を行っていたケースが紹介されている。同様に、資本金150万£を誇るスコットランド西部銀行も4つのグラスゴーの商店(four Glasgow houses)³⁸⁾にその資本金全額を貸付けていたと指摘されている(引用3)。

周知のように、1864年アメリカ国法銀行法(The National Bank Act of 1864)において、大口貸出は制限されている。大口貸出=危険とみなされるという点では、スコットランドを含む英米に共通の認識があったとみてよいだろう。

引用3 (p.13)

On the other hand, large advances to any firm are undesirable; they cannot always be avoided, but the history of bank failures most loudly warns of the danger impending over the company that stakes half its capital on one concern. To illustrate this, we may refer to the Northumberland and Durham District Bank, with a capital of £600,000, which had £750,000 advanced to the Derwent Iron Company; the Western Bank of Scotland, who in 1857 had advanced their whole capital of £1,500,000, to four Glasgow houses. Further examination will confirm the fact that it has most frequently been when a bank is deeply involved with some one or two large customers that its credit is destroyed.

(2)長期貸出

第二に検査すべきと提案されているのは、2年以上継続されている貸出である。長期貸出は正当な銀行業務ではなく(Permanent loans are not legitimate banking)、返済がないような貸出は、(不健全な銀行では)回収不能

37) 同書は、国債によって支払準備をしっかりとすることが健全経営の第一歩(the beginning of a sounder and better state)とみなしている。この考え方は、第2節で示したように、エジンバラの伝統的な銀行経営方式に他ならない。なお、シャンドが日本で同様の銀行経営方式を勧奨しているのは、興味深い。なお、最近「マクロ・プルーデンス」の起源についての研究も行われている。Clement (2010) や Maes (2009) を参照。

38) 先にみた経営破綻した4つの商会のことを指すと考えられる。

(irrecoverable) であっても未処理のまま健全資産として長年継続される傾向があるとして、詳しく当該貸出の良否を調べる必要があるとされている。健全資産と考えられているものから不良債権が出現することを防止すること (to prevent a realized bad debt from being reckoned as a good one) が主な目的である。いわゆる「短期のころがし」への警戒感が示されているとみてよいだろう。ちなみに、スコットランド西部銀行も回収不能の巨額の長期貸出を健全資産としてバランスシートに計上していた。同行では、「短期のころがし」が実際に行われていたのである。

(3) 支払義務

第三に検査すべきと提案されているのは、手形再割引 (rediscounted bills) や手形引受 (accepted bills) に伴う銀行の支払義務である。これらは、バランスシート上に現れない取引であり、その金額と内容を完全に把握する必要があるとされる。

手形再割引の場合、手形を割り引いた時点で銀行は貸出を行うが、その手形を当該銀行が再割引に出した段階で銀行の会計簿からは落とされる (when they are rediscounted, the bills are removed from the bank's books)。しかし、当然ながらその手形が満期を迎えるまでは、支払義務は継続していることになる。例えば、リヴァプール市銀行 (Liverpool Borough Bank) の場合、同行が支払を停止した際、350万£の手形がロンドンのビル・ブローカーに再割引されていたのだが、70～100万£もの金額が当該銀行単独で割引かれていたため、株主に支払義務が課されることになった。

手形引受の場合も同様の問題が生じる。銀行が手形を引受けて貸出を行った場合、当該手形が満期を迎えて (the draft reaches maturity) 無事返済されれば問題ないが、返済が遅れると引受銀行のリスクとなってしまう。

とにかく両者の場合とも、手形が厄介な (onerous) 保有者の手許にあるかをチェックす

る必要があるとされている。

(4) 無担保貸出

第四に検査すべきと提案されているのは、「無担保貸出」 (“unsecured loans”) である。当座貸越だろうと約束手形 (promissory note) による貸付だろうと危険であり、無担保貸出を行ってはならないという一般原則に違反する (the general rule never to make any loan without security) とされている。

一般的に、イギリスではリアルビルドクトリンに基づく商取引ベースの手形割引が銀行業務の王道で無担保を原則としており、担保が必要な貸出はむしろ危険で行うべきでないというイメージされているように思われる。スコットランドでは、貸出について有担保原則がとられていたことが窺われ、日本と同様という意味でたいへん興味深いといえよう。

(5) 監査対応

最後に、監査対応に関わる銀行経営者の姿勢について言及されている。経営者の「私的な帳簿」 (private ledger) は存在しないとして、監査に必要な資料は誠実に用意されるべきであり、詐欺は指示してはならず、調査には進んで従うべきである。開示がしっかりとなされることで、悪い経営が現れることを予防できるとされる (引用4)。この点は、現代の銀行経営にもあてはまっており、銀行経営者の検査・監査対応への意欲を高めることの重要性は、古くから認識されていたことが窺われる。

引用4 (p.16)

It is implied in such an audit that there is no “private ledger” kept under lock and key by the manager, that the materials for the examination are honestly placed before the auditors, that they have not to detect deliberate fraud, that they are willing to spend some time in their investigation, so as to satisfy themselves, and that they are men of ordinary intelligence,

experience and courage. In such circumstances, were the information which such inquiries would elicit fully and fairly exhibited, we believe that, besides securing that if anything was wrong it would be known, the far more important result would be attained of preventing such management from ever occurring.

3-3 Bank Stock

スコットランド西部銀行の株主に関する裁判所調査（1857年12月）によると、同行の150万£の資本金の内、少なくとも30万£が毀損されていると見積もられていた（The loss under this head cannot be estimated at less than £300,000）. 同行臨時支配人のフレミング（J. S. Fleming）の検査によれば、約100万£もの貸出が共同出資者（つまり株主）関係に行われており（The amount advanced to parties who were partners was £988,487）, その一定割合は単に株主だからという理由で貸出されていた。同行の資本金のかなりの割合が「架空」(*fictitious*)であることが明らかにされたのである。本項目（銀行資本）では、その要因と対応策について考察されている。

(1) 銀行役員による自己株式大量保有

第一の要因として、取締役が自己株式を多く保有していたことがあげられている。そもそも1832年、スコットランド西部銀行の設立当初、同行は公称資本金400万£を誇っていた。しかし、設立後3年たっても、資本金は150万£（後にこの金額が公称資本金とされた）の予約分に対して、28万£しか払込まれず、残り（122万£）は取締役の手許に残されてしまった（引用5）。この点、グラスゴーはスコットランドの商業センターであり（Glasgow is the commercial centre of Scotland）、資金需要が大きい（余裕資金が小さい）ため、引受先を確保することができなかつたと、同書では分析されている。

引用5 (p.17)

The Western started in 1832, and professed to aim at a capital of £4,000,000.

But the stock accounts of these years tell a different tale. Three years after starting, in 1835, the capital paid up was only £283,720, and taking the subscribed capital at £1,500,000, the sum it was afterwards fixed at, there remained then in the director's hands, £1,216,280!

(2) 自己株式売買による株価維持

第二の要因として、自己株式の取得が大規模に行われていたことがあげられている。スコットランド西部銀行の自己株式は「資本金」("the capital")と別の「自己株式」("Company's Stock")として、同行のバランスシート上に記載されていた。自己株式は破産した株主から没収され、株価下降局面で同行の株価を維持するため（to maintain the price of the shares in a falling market）に取得されていた。

自己株式の取得自体は現代のマーケットでも行われているが、問題なのはその金額の大きさである。1852年には、150万£の資本金の内、37万£もの自己株式が銀行によって保有されていたのである。この点について同書では、資本金額の5分の1が事実上キャンセルされた（virtually cancelled）に等しいようなものだと批判されている（引用6）。

引用6 (p.18)

Perhaps, however, such deductions from capital are trifling, and the shares thus cancelled were few? The account tells not the number of shares, but the sum at debit of company stock in 1836, stands £44,286.

1846, " 65,790.

1849, " 180,952.

1852, " 367,529.

Thus more than *one-fifth* part of the whole capital seems to have been bought back in 1852, and of course the shares virtually cancelled, and the additional responsibility of 20 per cent. laid

on the remaining shareholders.

(3)株主への貸出

第三の要因として、株主へ巨額の貸出が行われていたことがあげられている。スコットランド西部銀行は、創業初期から株主への貸出を積極的に行うような広告を出していた。1833年に出された同行の最初の広告には、400万£の資本金（1口200£で2万口）で、最初の分割払込金（First instalment）は1口30£を超えないこと、申込者（Subscribers）には株式の半分（銀行状況や市価によってはそれ以上）の金額を銀行から借入可能と記載されていたのである（引用7）。

引用7 (p.19)

“The want of sufficient Bank Accommodation on Liberal Principles having been seriously felt and long complained of in Glasgow, it has been resolved to establish a
NEW PUBLIC BANK,
With a Capital of £4,000,000, divided into Shares 20,000, of £200 each.
First instalment not to exceed 15 per cent. or £30 per Share.
Subscribers to be allowed to operate on their Shares to the extent of one-half of their advanced Stock – on the principles of a cash credit – and to such further extent as the circumstances of the Bank and the value of the Stock may warrant.”

この点、同行最初の「自由原理」（“Liberal principle”）が申込資本の半分以上の貸出を、他の担保なし（without any further security for its replacement）に株主が受けることができるというのはかなり不吉（rather ominous）であると、同書では表現されている。しかも、「銀行状況や株価に応じて」（“to such further extent as the circumstances of the Bank and the value of the Stock may warrant”）という条項は機能しておらず、7,626名（38万£分）の株主に対して、99万£

もの貸出が行われていた。

なお、全ての銀行が規約のなかで株主への貸出の権限を支配人に認めているが、結局、株主への貸出はその分だけ資本金を取消しているにすぎないと同書ではみなされている（almost every Bank in its constitution has power given to its Managers to make such advances to about one-half the amount of Stock to its Shareholders, but evidently it is just a mode of annulling and canceling Stock to the amount of the advance given）。銀行経営が悪化した（retrograde）場合、無担保貸出と同様になってしまうからである。明治初期の日本で、シャンドは第一国立銀行への銀行検査の際に大株主たる小野組への貸出を問題視したが、スコットランドでは株主への貸出は既に問題化していたとみてよいだろう。

(4)役員保有株式と剰配当

同書では、そもそも資本金の目的は預金者が損失を蒙らないよう安全を与えることにありとされる。しかし、スコットランド西部銀行の場合、資本金400万£というおとりで預金を集め（baiting a trap to catch deposits）、取締役は資金源泉を増資よりも徐々に増大する「預金」（gradual augmentation of ‘deposits’）においていった。この戦略は成功し、同行破綻時には500万£もの預金が集まっていた。

同行の取締役は大量の自己株式を保有することで、投機（speculation）を行うようになった。取締役は同行の株価を維持するため、1846年に6→7%、1847年に7→8%へと配当率の引上げを行った。巨額の配当金を支払うのが困難になると、今度は自己株式の売買によって株価維持を図った。結果的に、株主は自分の保有する株式の真の価値が分からなくなってしまった。取締役は、株価ランキングの上位に位置することだけに関心を払い、銀行の内容がそれに「値する」かには関心を払わなくなったという（The directors are continually exposed to devote their first attention to make the bank stand high in the share list, instead of seeking to make it *deserve*

to stand in such a place). 悪い噂と当然の疑惑が広まる (deserved suspicions haunt the public mind) と、1856年に配当率は9%へと上げられた。翌年に同行は破綻しているから、もちろんこれは蝸配当であった。

(5)株主への被害と対応策

上記のように、取締役が大量の自己株式を保有している場合、一般の無限責任 (unlimited liability) 株主には、真の負担総額 (the amount of liability) が分からなくなってしまう。ちなみに、銀行には取締役が買い占める自己株式の総額の上限規制が存在しなかった。銀行が破綻した場合、残された株主は取締役が負うべき損失額を肩代わりするために、乏しい資産から私財提供を余儀なくされることとなった。

同書では、銀行の自己株式は、売買・保有やそれを担保とする貸出が行われる限り、信用できない (never be sound and trustworthy) と結論づけられている。そして、政府による株主リストの毎年の公刊 (annually publish the list of their shareholders) と関係者が保有する自己株式の総額の公表がなされない限り、取締役による私的投機への誘因 (temptation to private speculation) をなくすことはできないだろうと警告している (引用8)。

引用8 (p.24)

Bank Stock will never be sound and trustworthy till banks are in some degree restrained from *buying, selling, and retaining* any portion of their capital, and also from making *advances on such security*.

We would the thankful, meanwhile, did Government, when it makes the Joint Stock Banks annually publish the list of their shareholders, make it imperative also to publish the aggregate sum of the stock as in the hands of these parties.

No reference has been made to the temptation to private speculation, to which such a system

exposes those connected with a management of a bank. The temptation is not slight.

3-4 Bank Shareholders

本項目 (銀行株主) の冒頭において、スコットランド西部銀行破綻の最大の被害者 (great sufferers) は銀行券保有者 (Note-holders) でも預金者でもなく、株主 (shareholders) であったと指摘されている。続いて、従来考えられてきた銀行株の性質が再検討された上で、銀行株主のあるべき姿、それに対応するディスクロージャーの望ましいあり方について、提案がなされている。

(1)銀行株の性質

同書によると、スコットランドでは長らく「銀行株」(“bank stock”)は「コンソル債」(“consols”)と等しく安全で好リターンなものと同好ましく考えられてきたという。しかし、この考え方は誤っており、この10年間で資本金が100万£を超える銀行破綻が2件もあり、資本金以上の金額が毀損されるケースもあった。「銀行業は商業」(*Banking is a trade*)であり、他の商業と同様にリスクを負う (incurs risk) から、銀行業務に無知の者 (ignorant of business) が、生計の手段 (a means of livelihood) として銀行株に投資するべきではないとされている (引用9)。

引用9 (p.25)

In Scotland, for a long time, “bank stock” has been popularly considered equal in safety and superior in its return to “consols.” The events of the last ten years have done much to show the fallacy of such an opinion. One bank of a million and a half of capital has lost that sum twice told; another bank with a million for its capital has quietly lost it all. Both the banks had a copartnery of from 1200 to 1800 partners.

These shareholders now understand, and it would be well for all bank shareholders to understand that *Banking is a trade*, and like

every other trade incurs risk. It is not, and ought not to be viewed as affording a safe and profitable investment for those who, ignorant of business, wish to invest their little capital, so as to afford a means of livelihood.

例えば、ご婦人や未亡人 (widows) のような銀行業に疎い (incompetent to understand) 人々に投資を勧める場合、その仲介者 (such an agent) はリスクへの監視 (watch) を行い続ける義務があるだろう。また、株主リストに名前を連ねるのが軽率な (imprudent) 行為とならないよう、投資額は生計の手段の半分以下にすべきと提起されている。孤児たち (orphan children) のわずかな財産投資や未亡人等の終身配当利息 (life-rent interest) のための投資を行う管財人 (trustees) にとって、もはや銀行株投資は最も道理にあわない (unjustifiable) と警告されている。

国全体の金融システム安定 (the stability of the system) を確保するため、適当な知識と資本を有する者 (who have the competent knowledge and capital) のみが銀行業に出資して利害関係者となるべきと提言されている。

(2) 銀行経営のガバナンス

他の会社と同様に、スコットランド西部銀行では、帳簿上の損失が資本金の 25% を上回った場合、「事実上」解散する (*ipso facto* be dissolved) という規定が設けられていたが、それは実際上役に立たなかった (practically useless)。本規定は、無限責任株主を保護するためのものであるが、「数字の手法」 (“jugglery of figures”) によって真の損失額は隠蔽されてしまうため、そのような巨額の損失が帳簿上に「現れる」ことは決してない (such a loss never appeared) のである。そこで同書では、取締役でも支配人でもなく、株主こそが「主人の目」 (“master's eye”) をもって銀行経営にもっと注意を払う (pay more attention) よう主張されており、以下の 3 つの提案がなされている。

第一に、株主は銀行の取締役や支配人等の選任に判断や権力を行使する (exercise their judgment and power in choosing the directors and the office-bearers of the bank) ことがあげられている。適材適所は重要かつ困難な務めであるが、大銀行の正否はその人選に関わっているからである。取締役のみ選任されているケースもあるが、支配人は取締役の利害とは独立していることが望ましいことはいうまでもないとされる (引用 10)。さらに、取締役会に単なる名目的な取締役 (merely nominally directors) がいないことを望むのはできすぎ (too much to hope) だが、できるだけそういう取締役は少ない方がよいと付け加えられている。

引用 10 (p.28)

Still one or two hints may be offered regarding what shareholders may do. First, they may exercise their judgment and power in choosing the directors and the office-bearers of the bank. To put the right man into the right place is an important and difficult duty. It is one on which the prosperity of large companies must ever directly depend. It generally devolves on the shareholders. Sometimes only the directors are chosen by the company, and the appointment of the office-bearers is left to them. Though, of course, the opinion of those best qualified to judge ought ever to have due weight, still, perhaps, it is the best working arrangement to make the Manager's place at least independent of the pleasure of the directors.

なお、いくつかの銀行で、取締役が被害を受けた株主から糾弾されて半年ないしは 1 年間取監されたりしているが、経営を誤る前に、取締役の選任を適切にするよう注意すべきとされている。

(3) ディスクロージャー

第二に、株主は株主総会 (the meetings of the

Proprietary of the Bank) に出席すべきであり、株主は銀行の経営内容をずっと正確に知るよう主張すべきことがあげられている。

当時のスコットランドの銀行はほとんどバランスシートを公開しておらず、株主もその点に関心を払っていなかった。株主は明快で完全な正式検査 (a plain full vidimus) 済みの印刷されたバランスシートを入手すべき権利があるとされている (引用 11)。

引用 11 (p.29)

No one can carry in the mind columns of figures, especially if they are just once read over to him, yet that is all that most of our Scotch Banks do. There ought to be a plain full vidimus of the position of the company's affairs printed and sent to each name on the share list of the Bank. It is quite true that will not secure prosperity nor even truth. The Banks in Scotland in most undoubted credit never do such a thing, but neither have they prospered because they did not do so, and as such information seems to be the right of the shareholders they ought to get it.

実際、スコットランド西部銀行においても、株主に送付されていたのは簡単な利益金・配当金計算書のみであった (例:史料1)。ちなみに、日本では、国立銀行制度の発足当初から、半季実際考課状という印刷された形式で、バランスシートを含めた詳細な経営内容が株主に報告されていた。当時のスコットランド銀行業のディスクロージャー制度は、意外にもかなり貧弱であったといつてよいだろう。

史料 1 ABSTRACT OF REPORT (25th June, 1846)³⁹⁾

³⁹⁾ *Abstracts of reports: 1846-52*, Western Bank of Scotland (グラスゴー大学図書館・特別資料部門所蔵)。

Amount of the Bank's Capital, at 27th May, 1846, held by the public, and on which the Dividend is payable — One Million, Six Hundred and Thirty-three Thousand, Seven Hundred Pounds (£1,633,700.)

Amount of Net Profit derived from the Bank's ordinary business, during the Year ending the 27th May, 1846,

.....	£148,285	9	11
Premiums received on Stock sold,			
.....	106,073	10	1
To which is added. Amount of Rest, as appears at the Balance in May, 1845,			
.....	190,000	0	0
			£444,359
			0 0
Dividend at the rate of Seven per Cent. on the above Capital,			
.....	114,359	0	0
			£330,000
Leaving			0 0
which was carried to Rest Account, at this Balance.			

The Dividend is payable, Half-yearly, in equal proportions, and free of Income Tax, on 9th July, and 28th of December next.

第三に、開示すべき財務諸表の形式と項目があげられている。財務諸表は分かりやすい形式 (simplest form) が望ましく、支配人と経理主任 (Accountant) のサインと、会計監査を行った監査役 (Auditors) か取締役による検査事項の正確性を保証する摘要へのサイン (signed the docquet vouching for the accuracy of what they have examined) によって責任の所在を明確にすべきとされている。

さらに、以下の会計項目については明確にすべきとされる。借方について、金銀地金保有高 (Bullion held)、政府債 (Government Securities)、

延滞手形 (Over-due Bills), 買入手形 (Bills bought), 不良債権 (Bad Debts), 未払債権 (Debts in Suspense), 相続財産 (Heritable Property), 貸方について, 預金 (Deposits), 通知預金 (Deposits at call), 発券高 (Note Circulation), 銀行が責任を負う他の負債類 (other Obligations for which the Bank is responsible), 配当不能利益 (Undivided Profits or Rest), 配当可能利益 (Divisible Profit).

これらに加え, 特記事項として, 2年以上支払いのない債権 (debt has been outstanding longer than two years), 半年ないしは一年で実現されそうもない資産 (assets could not be realized within six or twelve months), 1口5千£ないしは1万£を超える大口貸出 (debts due to the Bank, which taken singly are above £5,000 or £10,000), 「再割引手形」や「引受手形」でバランスシート外に銀行が責任を負うもの (Has the Bank any pecuniary responsibilities besides those noticed in the balance-sheet? (e.g., “rediscounted bills,” “acceptances.”)) が例示されている。

なお, 監査役は取締役や支配人からは当然独立 (independent) して選任されるべきことも付け加えられている。

3-5 Secret Management

本項目 (秘密経営) では, スコットランドの銀行のほとんどがワンマン経営となっており, しかも銀行の経営情報が公開されておらず, そのような秘密経営とスコットランド銀行業の不安定性とが密接に関わっている点について, 論じられている。

(1)ワンマン経営

同書によると, 株式会社時代に入っても, 多くの会社経営は1人の手に委ねられていることが多く, 会社というのは「支配人」(“the manager”)を公衆から秘密にするための「暗闇のマント」(“cloak of darkness”)にすぎないという。

確かに, ワンマン経営の方が, 計画の完全性

(completeness of plan), 決定 (decision), 情熱 (energy), スピーディな実行 (speedy execution) という点で優れていることがよく知られているとされる。銀行業では, 経営手腕をふるうのは, 名目的な「支配人」(“the manager”)ではなく, 「書記官」(“secretary”), もしくは「現金出納係」(“cashier”)が多い。しかしながら, 近頃は「過度の秘密主義」(excessive secrecy)がもたらす経営上のデメリットが散見されるようになってきた(引用12)。スコットランド西部銀行のケースはその最たるものであったという。次の項目で詳しくみよう。

引用 12 (p.32)

It is well known, too, how the management of one excels that of many, or of more than one. In completeness of plan, in decision, in energy, in speedy execution, all the advantage is on the side of the single managing power.

In Banks it is ever the same. The character of the establishment, its progress, its maintenance or its loss of its position, depends on the gentleman who is at its head. Frequently that individual is not nominally “manager,” he may be “secretary,” or “cashier.” Still his character is all-important to the institution, and its success is mainly dependant on him. How often the expression is heard, “such a one made the Bank.” We need not give examples of the advantages of such management, but unfortunately we have recently had too many examples forced on our attention of the disadvantages of such management when combined with *excessive secrecy*.

(2)秘密経営の横行

スコットランド西部銀行をはじめ, いくつかの破綻した銀行では, 「支配人」を除いて, 取締役や上級行員 (office-bearers) の誰も銀行の真の状態 (real position) を把握していなかった。「過度の秘密主義」の弊害が発生していたので

ある。

例えば、スコットランド西部銀行の場合、フレミング臨時支配人がテイラー前支配人の手書きの書類を見て、かなり前の段階から同行の破綻 (final catastrophe) を確信していたという。同行の不良債権額は 25 万 £ 以上に膨れあがっていたが、取締役や株主へのバランスシート上は健全債権として記載されていた。書記官、現金出納係、経理主任の誰もその問題の深刻さに気づいていなかったのである。先代の同行支配人であるスミスも同様の秘密経営を行っていた (引用 13)。

引用 13 (p.33)

Mr Fleming in his evidence states that from documents in the handwriting of Mr Taylor, late manager of the Western Bank, he is convinced that many years before the final catastrophe, Mr T. knew that bad debts had been incurred to the amount of more than one quarter of a million, which nevertheless he represented in the balance sheet to the directors and shareholders as good, and further, that the manager got information from the clerk who kept the records of these debts, and who, under proper authority, would have exhibited the same statement to any director or auditor, and thus effectually have prevented such an imposition being practiced by any individual.

The same gentleman in his evidence declares, that the secretary, cashier, and accountant of that establishment, had not, he believes, any idea of how deep was the ruin that impended over it. So exclusive was the power of the manager, that he was the only person in the Bank who could authorize a £100 bill to be discounted.

The directors had no details of the transactions of the company laid before them, from which any such discrepancy as really existed for many years could be discovered.

The previous manager of the Western, Mr Donald Smith, acted on the same system of concealment.

他の銀行のケースについても一瞥しておこう。既述のように、ノーサンバーランド&ダラム地方銀行は、同行支配人リチャードソン (J. Richardson) が深く関与 (deeply interested) している鉄工会社へ資本金額を超える大口貸出を行っていたが、その事実は秘匿されており (the secret was well kept)、同行破綻時に巨額の損失が明らかにされた。ロイヤル・ブリティッシュ銀行 (Royal British Bank) では、同行総支配人 (general manager) のキャメロン (H. I. Cameron) が、全ての取引を記入した台帳を隠した金庫の鍵を持っており、重要な経営内容が隠蔽されていた。

(3)秘密経営の問題点

同書によると、お金 = 権力 (money is power) というところに危険が潜んでいるという。巨額の資本の支配者 (controller of such a capital) となるのが、経営を制御する (regulate their management) 道を踏み外す誘因 (motive) となり、それが経営破綻へと帰結するのである。スコットランドにおけるいくつかの銀行の経営不始末 (mismanagement) は他の原理では説明できないとされている。「でかいビジネスをやってやる」 ("to do a large business") という大それた望み (an inordinate desire) が、経営破綻へと帰結していると目されている。このような誘因が存在する以上、優れた人材であっても、ワンマン経営には問題があるし、秘密経営は必要とはいえないと主張されている。

さらに、秘密経営は経営が良いときも悪いとき (in prosperity and adversity) も会社にとって有害 (injurious) と指摘されている。すなわち、経営が良いときには、秘密経営はいっそう不要 (worse than unnecessary) で、他行よりも高額の配当金が支払われる場合には、支配人の全ての説明について完全で十分な調査 (a thorough

satisfactory investigation) をするべきである。状況が悪化しつつある (retrograding) ときには、秘密経営は大惨事 (most disastrous) となる。不良債権は積み上がっているものの、支配人のみが会計情報を把握している場合、おなじみの誘惑 (old temptation) がやってくる。「なぜ不良債権情報を開示する必要があるのか」(Why tell this?), 「状況が良くなれば、不良債権もなくなる」(after a few better years, all traces of it will disappear), 「誰も不良債権が本当に回収不能か分からない」(no one can be sure that these are really irrecoverable debts) と。しかし、その希望は十中八九 (nine bankrupts out of every ten) 裏切られ、損害の深刻化へと帰結するとされている (引用 14)。

引用 14 (p.35)

Such secrecy is injurious to the company alike in prosperity and adversity.

If the company is prosperous, such concealment is worse than unnecessary, for it enables jealousy to hang doubt and suspicion round facts capable of being most fully vouched. The more prosperous a concern is, the more injurious such a course is, for it is on such occasions that suspicions are most rife. If a company can pay a larger dividend than their neighbours, they ought specially at such a time to make without ostentation, a thorough satisfactory investigation of all their manager's accounts.

If things are retrograding, such secrecy is most disastrous. Bad debts are accumulating, but the manager only knows their amount, then the old temptation comes over him. "Why tell this? It only makes things worse; by not telling it, after a few better years, all traces of it will disappear? Besides, no one can be sure that these are really irrecoverable debts - 'why may they not stand over in suspense' till another balance? Then if it was all known there would

be such talking about my management?" Such a pressure of thoughts can easily be foreseen as likely to haunt the mind of responsible manager in disastrous times. The result, as nine bankrupts out of every ten can testify is, that hope deceives, and ruin deepens. Things do not get better: they get worse, and then arguments for concealment strengthen, and the principle of the propriety of such a course has been already practically admitted, it is adopted again, and quietly nothing is said. The account of "outstanding debts" is still "in suspense," "they may be partly irrecoverable, but it is impossible at present to decide to what extent."

(4)内部監査による対応

上記のような諸問題に対応するため、同書では、定期的な会計監査 (regularly audited) が勧められている。会計監査があれば、支配人の心の中の葛藤はたちまち氷解し (dispelled), 誤った希望をもつことや損害の深刻化を防ぐことができるという。支配人は完全な検査 (full investigation) を求めるべきであり、そのことが支配人の地位を強化し (strengthen their position), その影響力を増す (add to their influence) ことになると思われる。

この際、銀行規模と取引の多様性 (The magnitude and multiplicity of the transactions of a bank) が完全な会計監査の妨げ (effectually prevent a thorough audit of its accounts) になるだろう。例えば、スコットランド西部銀行の場合、グラスゴーでの業務に加え、101もの支店を展開していた。テイラー支配人は銀行貸出先について、スコットランドはおろかグラスゴーについてさえも十分には把握していなかった。この点について、同書では体制 (system) に問題があるとされている。2~3名の検査役 (Two or three Inspectors) が101の支店活動を報告し、本店の経理主任 (The Accountants at Head Office) が、手形割引業者への割引額 (the amount of discounts to each house), 貸出及

びその担保の状態 (the state of their advances and the securities), ロンドン勘定 (the position of the London Account), 割引手形 (the Bills for Discount), バランスシート範囲外の債務 (the state of outlying debts) といった会計情報を, 支配人に提供するようにすればよいと提言されている (引用 15).

引用 15 (pp.36-37)

The magnitude and multiplicity of the transactions of a bank would, it is supposed, effectually prevent a thorough audit of its accounts. Let this be considered. The Western Bank had 101 branches, besides the extensive business carried on at Glasgow. Now does any one suppose that Mr Taylor had a personal knowledge of the responsibility of all the debtors who borrowed the Bank's money throughout Scotland? or that even in Glasgow he knew the amount of credit, and the worth of the security given to the Bank for every advance it afforded? Such is not the system. The manager acquired a monopoly of the knowledge of the affairs of the Bank, because he was seated in the centre of all the lines of intelligence which continually conveyed to him accurate intelligence of all that occurred throughout the wide circumference of the Company's trade. Two or three Inspectors received, digested, superintended, and reported all that went on at these 101 Branches. The Accountants at Head Office spread before the Manager the balances of their accounts with bankers and correspondents; the amount of discounts to each house, the state of their advances and the securities; the position of the London Account; the Bills for Discount, and the state of outlying debts.

つまり, 規模拡大・取引の複雑化に対応して, 注意深く分割 (careful subdivision) すれば, むしろ検査は容易になるのである (subdivision

makes inspection easy). 支配人はあがってきた情報に目を通して (scan), その正確性を判断すればよいとされている。

最後に, 内部監査は誰が担当すべきか, 検討されている。銀行の普通取締役の数名 (some of the Ordinary Directors of the Bank) が分担して, 年に1度 (annually), 検査と確認 (examine and certify) を行う。もしくは, 利害関係のない (not interested in the Company) 熟練した監査人 (an auditor accustomed to such work) を定期的に雇い入れて (employ periodically), 検査を実施してもらい, その報告を受けるという2案が提示されている。

3-6 Depositors and Limited Liability

本項目 (預金者と株主有限責任) では, スコットランドにおける預金の特徴が検討されるとともに, 当時導入されつつあった株主有限責任 (Limited Liability) の問題点が指摘され, 当該制度への反論が行われている。同書の主張が強調されているせいか, 文体がやや感情に流されているのが印象的である。

(1) 高利による預金吸収

スコットランド西部銀行は, 破綻した年に「預金者へ0.5%の特別金利を付す」 (*gave a half per cent. extra to their depositors*) ことで預金を集めていた。資金が必要だったからである (引用 16)。もちろん, このような高利 (higher than the current rate of interest) は, ハイリスク (greater risk) であることはいうまでもない。

引用 16 (p.38)

Both the Scottish Banks which stopped payment that year *gave a half per cent. extra to their depositors*. They did not always do so, but frequently, very frequently, the other banks were told by their customers, "I can get more interest elsewhere, pay me my receipt," and the deposit was removed to the Western or the City of Glasgow Bank.

Such liberality does not usually arise in bankers from benevolent generosity, but from the fact that they are in want of money. Therefore they offer higher terms than the current rate.

しかしながら、同行は「株主無限責任」(*unlimited liability*) だったため、預金者は1銭も失わずにすんだという。同行の預金額は530万ポンド、預金者数4万2千人、うち預金額50ポンド未満の預金者数2万6千人となっている。つまり大半の預金者が「小口」であり、それは孤児の仲間を養い (*rearing an orphan family*)、未亡人を支える (*sustaining a widowed mother*) ための資金かもしれない。したがって、同行がもし仮に株主有限責任をとっていたなら、これら小口預金者は深刻な損害を蒙っていたかもしれないと同書では主張されている(引用17)。なお、小口預金者の割合が高いという事実から、同行が貯蓄銀行的な業務も兼営していたことが窺われる。

引用17 (p.39)

We sympathise with the suffering shareholders, but it is cause of gratitude that the Depositors have not lost shilling. Had the loss fallen upon them, the amount of suffering would have been far greater.

The value of the Deposits of the Western Bank was £5,300,000, and the number of their Depositors was 42,000, and of those, 26,000 were under £50 each. Let any one who knows that class, calculate how many probably of these had placed in that Bank's hands the savings of a life-time of toil, the whole sustenance of old age, the provision for rearing an orphan family, or sustaining a widowed mother; and imagine how much suffering would have followed had the loss fallen on such a class, who are generally far poorer and far more numerous than Shareholders.

These creditors of the Western Bank would have lost seriously had the liability of the Bank been limited.

実際には、小口預金者から優先的に支払いが行われ、大口預金者が損失の大半を被るのが一般的だろうから、同書の主張は必ずしも妥当しないようにも思われる。しかし、そうはいつても、伊牟田敏充(1996)が明らかにしたように、戦前期日本では預金者の損失負担が大きいケースが少なくなかったため、株主有限責任による預金者への損失転嫁の可能性は、やはり深刻な問題であったのだろう。

(2)株主有限責任原則の問題点

同書は、「株主有限責任」原則のとりわけ銀行業への適用について、以下のように警鐘を鳴らしている。この3~4年で始まる有限責任株式会社について、大衆(*public*)は「無限」(*unlimited*)責任と「有限」(*limited*)責任の違いの重要性を理解しているのだろうか。株主有限責任原則は、無限の利益と制限された損失というこの上もない特権 (*the inestimable privilege of unlimited profit but of limited loss*) を株主へ与えることになる。すなわち、仮に銀行が投機の失敗によって不幸にも資本金以上の損失を蒙った場合、預金者自身が損失を被らなければならない。このような制度の法制化の背景には、「階級議会」(*“class legislature”*)と「貴族の富」(*“The aristocracy of wealth”*)がある。大きな影響力をもつ「資本家」(*“our capitalists”*)は、無限の利益 (*unlimited profits*) を望みつつも1つの会社に全財産のリスクをさらしたくない。不屈の活動 (*untiring activity*) を展開する「投機家」(*“our speculators”*)は、資金を望んでいるが無限責任では十分な資金が集まらない。「有限」責任法 (*The “limited” responsibility Act*) はこの双方にとってメリットとなる。続けて同書は、株主有限責任原則の問題点として、次の3点を指摘している。

第一に、リスクを負うべきは知る手段 (*means*)

of knowing) とリスク量を制御できる権限 (power to regulate the amount of that risk) を有する株主となるべきという点である。株主には帳簿閲覧権 (a right to see these books) やその内容の検査権 (to examine or get examined the balance of their affairs) によってリスク量をコントロールすることが可能である。預金者にはこのような特権 (privileges) はない以上、リスクを負うべきではない。しかし、有限責任法はリスクを転嫁 (transfer) してしまうことになる。

第二に、「有限」責任(The “limited” responsibility) は、経営不始末の可能性(probability of mismanagement)を増大させる傾向があるという点である。スコットランド西部銀行の取締役や株主は、無限責任だったが、長年のひどい経営不始末 (many years of flagrant mismanagement) の間、取締役は不審な会計勘定の検証 (verify the balance of any of the most doubtful accounts) を行わなかったし、株主は経営の安全性を確認する機会を要求しなかった。有限責任となれば、損失が限定されるため株主の経営への関心はさらに薄くなり、取締役は「無限の」利益 (“unlimited” profits) を求め、自己資本・他人資本とも無謀な投機 (reckless speculation) へ浪費 (expend) されてしまう。そして、ひとたび商業危機 (commercial crisis) がくれば、これらの有限責任会社は煙のように消え (vanish like smoke), 預金者はようやく自分たちが損をして株主が得をしていることに気付くだろう。そして、有限責任「法」 (“acts”) の取消を求めて激しい叫びが起こるだろう (引用 18)。

引用 18 (p.41)

The “limited” responsibility tends to increase the probability of mismanagement.

Why, even with the unlimited liability of the Directors and Shareholders of the Western Bank, though each man knew that his whole fortune was at stake, there was not, during many years of flagrant mismanagement, motive enough to make any of the directors ask a few

simple questions or spend time sufficient to verify the balance of any of the most doubtful accounts, nor one out of so many hundred Shareholders demand an opportunity to satisfy himself that he was safe. And what does the introduction of this principle effect? ...

This is likely to produce some specimens of mismanagement far exceeding anything yet produced. It is dangerous to prophesy, but give these companies time to pay “unlimited” profits, handsome salaries to officials, and to expend their own capital and all they can borrow from others in reckless speculation; let another commercial crisis come on our country, and these limited concerns vanish like smoke, then the public will find that “limited” really signifies that they get the loss and others get the profit. Then there will be a general and bitter cry repeal of such “acts” as these.

第三に、最も重大な疑問点として、そもそも「有限」 (“limited”) 責任は、「公正かつ公平」 (*fair and equitable*) か、問われている。無限の利益 (unlimited profit) を追求する者が無限のリスク (unlimited risk) を負わない理由は何か。

この点について同書では、公正の原理 (the fairness of a principle) を次のような有限責任の銀行の例によって考察されている。預金者は孤児の仲間の信託基金とする。設立当初は繁盛しており、配当率は上昇して 10 ~ 12% も支払われて、銀行事業は拡大していく。しかし、預金利率は市場金利 (current rate) を上回ることはない。やがて好況は過ぎ去り、金利は上昇して商業を厳しく圧迫し始める。ついには、破綻が相次いで (crash after crash), 不運も積み重なって銀行は破綻する (shuts its doors)。株主は出資額を失うが、配当金によって 6 ~ 8 年もの間 10% ずつ引出していた (any of them have drawn 10 per cent. for 6 or 8 years) ことになるから、全く問題ない。それに対して預金者は数ヶ月間預金を凍結され (locked up for months), 司法

の行方に悩まされた挙げ句、1 ￡につき 10 シリングが分配されるのみである。預金金利が低利に固定 (a fixed low rate) されていたのに、預金者が損失のほとんどを被らなければならない (they must bear most of the loss)。このような事態を公正といえるのか (Is such a thing fair?), と問われている (引用 19)。

引用 19 (pp.42-43)

Suppose a Bank with limited responsibility in fair credit, a Depositor lends the Bank £1000, perhaps the whole trust fund of some orphan family. The Establishment seems flourishing, the Manager is liberally paid, the Directors are most respectable men, the Dividend is rising, they divide 10 or 12 per cent., and seem extending their business far and wide. The interest on the Deposit is not above the current rate. The season of prosperity closes; interest rises, and a severe pressure begins to try the commerce of the country. Suddenly some extensive house stops; the Bank is a large creditor, a very large creditor; an alarm is given, confidence is shaken, difficulties thicken — crash after crash — and misfortunes are accumulating on the doomed Establishment — a few struggles and it shuts its doors.

The partners lose their capital; many of them have drawn 10 per cent. for 6 or 8 years, and they are all pretty safe. The Depositors' claims are twice or thrice the amount of capital, and after having their money locked up for months, annoyed with the uncertainty and the harassing details of legal proceedings, they get 10s. per £1. It was the Depositor's money that made the profit of 10 per cent. to the Shareholders. The Depositors' interest was a fixed low rate; they shared not in the property of the Bank. They had no right to ask, no means of knowing whether it was prosperous or not. But now they must bear most of the loss, while those who

reaped the benefits of the season of prosperity escape comparatively unscathed. Is such a thing fair?

(3)スコットランド銀行業との関係

さらに同書では、株主有限責任原則がスコットランド銀行業となじまないことを、以下のよう
に指摘されている。

第一に、スコットランドの銀行は産業と分別ある利殖活動 (prudent accumulation) の大きな原動力 (great motives) となっているという。それゆえに、銀行業の安定性 (the stability of our Banks) を脅かすものはスコットランドの産業 (National Industry) に被害を与える (injure) ことになる。貯蓄銀行 (Saving Banks) はスコットランドでは比較的必要性が乏しい⁴⁰⁾。というのは、少額貯蓄も銀行の本店や国全体に散らばった夥しい数の支店 (numerous Branches scattered over the country) によって、利子を付して受入れられているからである。既述のように、スコットランド西部銀行は 50 ￡以下の少額預金者を 2 万 6 千人も受け入れていた。同書によると、少額預金の取扱いはスコットランドの他のいくつかの銀行でも同様という。預金が完全に安全 (perfectly secure) ということを知っている少額預金者によって、スコットランドの産業は成長していく (stimulus to industry) とされている。逆に、株主有限責任原則の導入によって預金の安全性に疑義が生じれば、貯蓄意欲 (the inducement to save) は消滅するだろうと主張されている (引用 20)。したがって、預金者の貯蓄意欲がなくなれば、スコットランドの産業にも被害が及ぶことになるという。一般的に、イギリスの銀行業は商業手形の割引を本務としており、産業金融や貯蓄銀行業務の兼営には消極的というイメージがあるが、産業発展の著しいグラスゴーではむしろ産業金融や貯蓄銀行業

40) Ross (2002) は、19 世紀後半におけるグラスゴーの貯蓄銀行 (Penny banks) の実態を明らかにしている。

務の兼営が一般化していたことが窺われる。

引用 20 (p.43)

Our Banks, especially in Scotland, have been and are the great motives to industry and prudent accumulation. Anything, therefore, that affects the stability of our Banks will injure National Industry. Saving Banks are comparatively little required in Scotland; our banking system has ever held out every inducement to make the population careful and industrious. Small sums have been always received at the Head Offices and at the numerous Branches scattered over the country; held at call; and interest from day to day granted on them. The Western Bank alone had £26,000 Depositors under £50 each; some of the Banks in Scotland have nearly twice the amount of Deposits, and will have nearly twice as many Depositors. All this stimulus to industry depends on those who thus deposit their savings knowing that they have somewhere to place them where they will be perfectly secure — let anything cast a doubt over this security, and the temptation to spend their money is increased as the inducement to save it is diminished.

第二に、スコットランドの諸銀行とイングランドの多くの銀行は、国の発券業務を担っている。政府 (Government) は、銀行券が「紙切れ」(“paper”) となった場合に出来る限り保証するべきである。イングランド銀行 (Bank of England) が有限責任となった場合に、2 千万 £ もの銀行券は他の債権者に優先して支払われるのか (a prior claim to other creditors of the Bank), という問題について、同行事務弁護士フレッシュフィールド (J. W. Freshfield) の見解によると、そうではないようである。

アメリカの場合、例えば、ニューヨークでは銀行券に政府保証が付され、他の債権者に対する銀行券保有者 (note-holders) の優先権

が、銀行規制 (The banking regulations) によって規定されている。スコットランドの銀行券は、無限責任を負っているのが確かに完全に安全 (doubtless perfectly safe) であったが、1858 年 8 月に銀行業も「有限責任」を享受する法案 (a measure for allowing Banks to enjoy “Limited Liability”) が通過してしまった。もっとも、同法では、発券分については有限責任の対象外 (Banks of issue are made by the Act responsible for their circulation in addition to their limited liability) とされており、財務諸表の公刊 (to publish their accounts) も義務づけられている。しかし、「無限責任」(“unlimited liability”)こそ、預金者を満足させられるのであると主張され、同書は締めくくられている。

4. おわりに

(1) 日本的銀行経営との関係

スコットランド西部銀行の経営は、大別すると、不都合な情報をごまかす粉飾会計、貸出等資産運用面を中心とするリスク・マネジメントの欠陥、経営を規律づけるガバナンスの不全、バランスシートの開示をはじめとするディスクロージャーの不存在という 4 つのカテゴリの問題点を抱えていた (表 3)。なお、最後のパートからは、スコットランド銀行業が産業金融を重視していることも窺い知ることができた。

これらの銀行経営の特徴は、これまで日本的銀行経営の特徴を表すと考えられてきたイメージと符合する点が多い。戦前期における日本的銀行経営の象徴とみなされてきた「機関銀行」や株式担保金融、割引手形の融通手形化、産業

41) 寺西重郎 (1982) 508 ~ 511 頁。寺西は、当時の日本企業の資金調達には「欧米のごとく固定資産に長期資金が対応し…という構造ではなく、短期借入…が固定資産に対応し」と指摘している。本稿からみれば、むしろその特徴は 19 世紀のグラスゴーと親和性を見出すことができよう。なお、日本の金融機関の不動産業向け融資の拡大については、邊英治 (2007a)、植田欣次 (2007) を参照されたい。

表3 スコットランド西部銀行の主な経営問題等リスト

経営問題等	具体的内容等
粉飾会計	自己株式を「国債等証券」に含めて、資産計上 支店の資産と負債を相殺した上で、本店勘定と合算 不渡手形を「諸債務」勘定へ付け替え 蝟配当の実施
リスク・マネジメントの欠陥	自己株式を担保に貸出 無担保貸出の比率が高い 「割引手形」の実態が「融通手形」(手形貸付) 支払準備の大幅な不足(積極経営) 大口貸出の横行(不十分な貸出分散) 短期貸付の書替による長期化(短期のころがし) 特利による預金吸収(事実上の貯蓄銀行業務兼営)
ガバナンスの不全	役員による自己株式の大量保有と株価維持操作 資本金の分割払込と株主への巨額の貸付 株主によるガバナンスの不在(経営への無関心) 支配人等によるワンマン経営(名ばかりの取締役) 不良債権処理の先送り
ディスクロージャーの不存在	(再割引や手形引受による)大規模な簿外債務の存在 バランスシートの非開示(秘密主義) 不良債権等の重要な経営情報の隠蔽

出典) *How to mismanage a Bank*, 1859, pp.1-45.

金融などはその代表例といえよう。戦後の高度経済成長期にみられた短期融資の回転による長期貸出化(rollover credit)⁴¹⁾もそれに含めることができる。

早計な一般化は慎まねばならないが、19世紀におけるグラスゴーや20世紀における日本のように、急速な産業化が進展しつつある経済発展段階において、急拡大する資金需要に対応するため、銀行システムは上記のような諸特徴を備えることになるのかもしれない。もちろん、このような特徴が一般的傾向といえるのかについては、さらなるケース・スタディが必要であることはいうまでもない。

(2) シヤンドに与えた衝撃

スコットランド西部銀行の破綻とその経営の特徴をまとめた同書は、シヤンドにどのような影響を与えたのであろうか。

本稿でみてきたように、同行は国債準備を軽視して、積極貸出(割引手形の融通手形化など)によって産業資金の供給を図る産業プロモ-

ーター的銀行経営を展開しており、イングランド流のプルーデンス原則からは大きく逸脱していた。スコットランド第二の規模にまでのぼりつめ、一時的に成功しているかにみえた同行の経営方式は、しかし最終的に破綻に帰結した。16歳の駆け出しの銀行家のシヤンドにとって、同行のビジネスモデルの破綻が大きな衝撃となったであろうことは、想像に難くない。すなわち、同行の破綻や同書によって、シヤンドは産業プロモーター的な銀行経営方式に対して、ネガティブな意識を決定的にもつにいたったのではなかろうか。このことは、シヤンドがイングランド銀行家として、銀行家のキャリアを歩むことになるよう作用した可能性を示唆していることはいうまでもない。

20歳のころ日本に渡ったシヤンドは、明治政府に雇い入れられ(お雇い外国人)、銀行複式簿記の導入(『銀行簿記精法』)や近代的銀行経

42) 土屋喬雄(1966) 84頁。

営方式の指導（『銀行大意』）にあたった。基本的に、シャンドが手本としたのはイングランド銀行家のギルバート（J.W. Gilbart）であり、その内容はまさにイングランド流であった⁴²⁾。正貨兌換を停止して、支払準備の大幅緩和を認める国立銀行条例改正の際、シャンドは猛反対したが、その時シャンドの脳裏にうかんだのは、スコットランド西部銀行の破綻やグラスゴーにおける銀行業の不安定性だったのでなかろうか⁴³⁾。

(3)大蔵省銀行検査との関係

日本の大蔵省銀行検査のモデルは、アメリカの通貨監督庁（Office of the Comptroller of the Currency (OCC)）の検査官による国法銀行検査にあったとみて間違いないだろう。当時のアメリカの国法銀行検査報告書（EXAMINER'S REPORT）では、取締役への本人分貸付・裏書分貸付（Indebtedness of Directors as principals, Do. do as indorsers）、1864年国法銀行法第29条⁴⁴⁾の規定を超過する貸出（Loans exceeding the limit prescribed by section 29）などが、独立の検査項目として既に立てられていた⁴⁵⁾。当時のアメリカで横行していたいわゆるインサイダー・レンディング⁴⁶⁾の弊害への対応が図られてい

43) 本項目で論じたことは推測の域をでるものではない。今後、エジンバラ近郊のRBSアーカイブなどでさらなる史料発掘を進めたい。

44) 1人もしくは1つの会社・団体等に対して、払込資本金の10%を超える貸出をしてはならないといういわゆる大口融資規制（the total liabilities to any association, of any person, or of any company, corporation, or firm for money borrowed, including in the liabilities of a company or firm the liabilities of the several members thereof, shall at no time exceed one tenth part of the amount of the capital stock of such association actually paid in）。Robertson (1968) p.202.

45) アメリカの国法銀行検査報告書の実態については、別稿で検討する。

46) なお、Lamoreaux (1994) や黒羽雅子 (2010) は、情報の非対称性が大きい場合、インサイダー・レンディングがむしろ貸出の安全性を確保する役割も果たす点を指摘している。

たとみることができよう。

ところで、銀行検査方法を指導したのはアメリカ人ではなく、イギリス人のシャンドであった。1875年、シャンドは大蔵省銀行検査の開始にあたって、第一国立銀行への模範検査を行った。このときのシャンドの指導は、貸出分散や有担保原則を理想とするものであった⁴⁷⁾。

シャンドの検査の後、日本人による大蔵省銀行検査が広く行われたが、当時の国立銀行経営の未熟さを反映して、検査官の指導も概してprimitiveなレベルのものが多かった。シャンドの検査はひとまず模範（すなわち例外）にとどまったといえよう⁴⁸⁾。

結局、いわゆる「機関銀行」的経営の問題点が明白となり、その是正指導が主眼におかれるようになるのは、1920年代ころまで待たねばならなかった⁴⁹⁾。アメリカ流の政府による銀行検査システムを導入しておきながら、アメリカ人を指導者として招聘しなかったという歴史的事実は、「機関銀行」的経営への対応と何らかの関係があるかもしれない。大蔵省銀行検査の草

47) 第一銀行八十年史編纂室編(1957)。ちなみに、イギリスでは政府による銀行検査は行われておらず、内部監査がもっぱらその役割を担っていた。銀行経営の内容は概して秘密であり、スコットランドにおいて規定された形式のバランスシートの公刊（publish their balance sheets in a prescribed form）が始まったのは、1865年のことであった。Checkland (1975) pp.478 ~ 481, 520.

48) 例えば、仮病で担当者が検査に応じなかったり（第十六国立銀行）、貸出など重要な項目が会計帳簿に記入されていなかったり（第三十二国立銀行）、検査官へ虚偽の回答が行われたりしていた（第二十六国立銀行）ことが、一次史料により確認できる。もっとも、逆にリーマン・ショック以降の現代にも通じる先進的な指導が行われるケースもみられた。例えば、第十五国立銀行への検査では、役員報酬が「過當」としてその引下げが指導されている。当時の大蔵省銀行検査については、邊英治 (2006)、邊英治 (2007b)、邊英治 (2008)、邊英治 (2009) を参照されたい。

49) 邊英治 (2003)、邊英治 (2004a)、邊英治 (2004b)、邊英治 (2006)。なお、地方銀行のリスク・マネジメントの改善については、邊英治 (2010) を参照されたい。

創期において、アメリカ的なインサイダー・レンディング問題への対応より、イングランド流の銀行経営方式を理想とするシャンドが、検査の指導者となった歴史的意義の光と陰について精査することが求められているといえよう⁵⁰⁾。

参考文献

- Campbell, Roy H. (1955) "Edinburgh Bankers and the Western Bank of Scotland," *Scottish Journal of Political Economy*, 2, pp.133-148.
- Checkland, Sydney G. (1975) *Scottish Banking: A History, 1695-1973*, Collins.
- Clement, Piet (2010) "The Term 'macroprudential': Origins and Evolution," *BIS Quarterly Review*, March, pp.59-67.
- Devine, Thomas M. and Gordon Jackson eds. (1995) *Glasgow Volume 1: Beginnings to 1830*, Manchester University Press.
- Lamoreaux, Naomi R. (1994) *Insider Lending: Banks, Personal connections, and Economic Development in Industrial New England*, Cambridge University Press.
- Maes, Ivo (2009) "On the Origins of the BIS Macroprudential Approach to Financial Stability: Alexandre Lamfalussy and Financial Fragility," *Working Paper Research*, 176, National Bank of Belgium, October, pp.1-31.
- Munn, Charles W. (1981) *The Scottish Provincial Banking Companies 1747-1864*, John Donald Publishers Ltd.
- Munn, Charles W. (1988) *Clydesdale Bank: The First One Hundred & Fifty Years*, Collins.
- Okazaki, Tetsuji, and Kazuki Yokoyama (2001) "Governance and Performance of Banks in Prewar Japan: Testing the 'Organ Bank' Hypothesis Quantitatively," CIRJE-F-111, *Discussion Paper (University of Tokyo)*.
- Robertson, Ross M. (1968) *The Comptroller and Bank Supervision: A Historical Appraisal*, The Office of the Comptroller of the Currency.
- Ross, Duncan M. (2002) "'Penny Banks' in Glasgow, 1850-1914," *Financial History Review*, 9, pp.21-39.
- Saville, Richard (1996) *Bank of Scotland: A History, 1695-1995*, Edinburgh University Press.
- Shand, Alexander A. (1877) *On Banking* (藤田静・田中元三郎訳『銀行大意』大蔵省(日本銀行調査局編『日本金融史資料 明治大正編』第5巻, 大蔵省印刷局, 1956年)。
- 石井寛治 (2007) 『経済発展と両替商金融』有斐閣。
- 石井寛治 (2010) 『両替商系銀行における破綻モデル』粕谷誠・伊藤正直・斎藤憲編『金融ビジネスモデルの変遷—明治から高度成長期まで—』日本経済評論社。
- 伊牟田敏充 (1976) 『明治期株式会社分析序説』法政大学出版局。
- 伊牟田敏充 (1996) 「銀行整理と預金支払」『地方金融史研究』第27号, 1996年3月。
- 伊藤正直 (2001) 「藤田銀行の破綻とその整理」石井寛治・杉山和雄編『金融危機と地方銀行—戦間期の分析—』東京大学出版会。
- 植田欣次 (2007) 「バブル期の不動産業金融の本格的展開と特質」橋川武郎・粕谷誠編『日本不動産業史—産業形成からポストバブル期まで—』名古屋大学出版会。
- 岡崎哲二・奥野正寛編 (1993) 『現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社。
- 小川功 (2009) 『虚構ビジネス・モデル』日本経済評論社。
- 粕谷誠 (2009) 「金融ビジネス」宮本又郎・粕谷誠編『経営史—江戸の経験—1600～1882—』ミネルヴァ書房。
- 北政巳 (1979) 「19世紀後半のイギリス銀行業紛争—スコットランド銀行業協会とイングランド銀行業協会の抗争を中心として—」『経営史学』

50) 例えば、日本では1916年まで銀行のバランスシート上で割引手形と手形貸付(融通手形)の区別が曖昧であったが、これは融通手形が存在しないことを前提とするイングランド流の銀行簿記を指導したシャンドの影響が大きいと推測される。

- 第14巻第1号, 1979年9月.
- 北政巳 (1984) 『国際日本を拓いた人々—日本とスコットランドの絆—』 同文館出版.
- 北政巳 (1985) 『近代スコットランド社会経済史研究』 同文館出版.
- 鈴木俊夫 (1980) 「The Western Bank of Scotlandの崩壊—スコットランド銀行業の特質をめぐって—」 『経営史学』 第14巻第3号, 1980年2月.
- 玉置紀夫 (1983) 「1857年恐慌とスコットランド・ユニオン銀行」 『三田商学研究』 第26巻第4号, 1983年10月.
- 黒羽雅子 (2010) 「インサイダー・レンディング再考」 粕谷誠・伊藤正直・斎藤憲編 『金融ビジネスモデルの変遷—明治から高度成長期まで—』 日本経済評論社.
- 佐藤政則 (2003) 「地方銀行『堅実経営』の風土を考える」 『地銀協月報』 第511号, 2003年1月.
- 進藤寛 (1980) 「地方貯蓄銀行の再編成」 朝倉孝吉編 『両大戦間期における金融構造』 御茶の水書房.
- 第一銀行八十年史編纂室編 (1957) 『第一銀行史』 上巻, 第一銀行.
- 高橋亀吉 (1930) 『株式会社亡国論』 萬里閣書房.
- 土屋喬雄 (1966) 『シャンドーわが国銀行史上の教師—』 東洋経済新報社.
- 寺西重郎 (1982) 『日本の経済発展と金融』 岩波書店.
- 西川孝治郎 (1971) 『日本簿記史談』 同文館出版.
- 西川純子・松井和夫 (1989) 『アメリカ金融史』 有斐閣.
- 邊英治 (2003) 「大蔵省検査体制の形成とその実態—1920年代を中心として—」 『金融経済研究』 第20号, 2003年10月.
- 邊英治 (2004a) 「わが国における銀行規制体系の形成と確立—1920年代を中心に—」 『歴史と経済』 (旧『土地制度史学』) 第182号, 2004年1月.
- 邊英治 (2004b) 「大蔵省検査と不良債権の処理過程—昭和初期, 埼玉県西武銀行を題材に—」 『地方金融史研究』 第35号, 2004年3月.
- 邊英治 (2006) 「プルーデンス規制と不良債権問題—1915～45年, 日本の銀行規制の分析—」 東京大学博士論文, 2006年1月.
- 邊英治 (2007a) 「高度成長期の不動産金融—迂回的資金供給から直接的資金供給へ—」 橘川武郎・粕谷誠編 『日本不動産業史—産業形成からポストバブル期まで—』 名古屋大学出版会.
- 邊英治 (2007b) 「明治維新时期における大蔵省銀行検査—日本の銀行業の近代化—」 『エコノミア』 第58巻第2号, 2007年11月.
- 邊英治 (2008) 「西南戦争後における銀行経営問題と大蔵省銀行検査—1878～85年, 第二十六国立銀行を中心に—」 『エコノミア』 第59巻第1号, 2008年5月.
- 邊英治 (2009) 「草創期における第十五国立銀行と大蔵省銀行検査—1877～82年—」 『地方金融史研究』 第40号, 2009年5月.
- 邊英治 (2010) 「第八十五銀行の金融ビジネスモデル—1900～1935年—」 粕谷誠・伊藤正直・斎藤憲編 『金融ビジネスモデルの変遷—明治から高度成長期まで—』 日本経済評論社.

(付記)

本稿は, 平成21～22年度科学研究費補助金「日本における近代的銀行業の形成と国際的特色—アメリカ国法銀行との比較を中心に—」(若手研究(B), 研究課題番号21730273)の研究成果の一部である.

(横浜国立大学経済学部准教授)